

福島・^{やだま}矢玉遺跡（第一七号）

- 1 所在地 福島県会津若松市高野町下吉田
- 2 調査期間 一九九四年（平6）六月～十二月
- 3 発掘機関 会津若松市教育委員会
- 4 調査担当者 萩生田和郎・石本哲也
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 奈良・平安時代
- 7 木簡の积文・内容

矢玉遺跡は、会津盆地のやや南東に位置する水田地帯に所在する遺跡で、県営圃場整備事業の実施に伴い一九九四年に市教育委員会で発掘調査を実施した。会津郡衙の推定地である河沼郡河東町の郡山遺跡から南西約二・五kmに位置し、遺構や出土遺物、木簡の内容から平安時代の会津郡衙に関係した物資の集積施設と考えられている。本誌第一七号で四点の木簡を紹介したが、一九九九年と二〇〇〇年度に報告書が刊行され、木簡の全容が判明したため、积文の訂正があった木簡三点と、新たに判明した木簡一点について報告する。

三八号土坑

- (1) 「<白和世種一石
一号溝
(156)×30×7 033 17(2) 第一号

- (2) 「<足張種一石
(161)×31×6 033 17(3) 第三号

- (3) 尔□若有又造用
二年六月廿二日田□
〔主カ〕

- 〔西行カ〕
□□廿□
□□廿□
〔行カ〕〔四カ〕
(170)×36×6 081 17(4) 第四号

七号溝

- (4) 「七年出拳 (題籤軸)
(225)×20×7 061 第一五号

八号溝

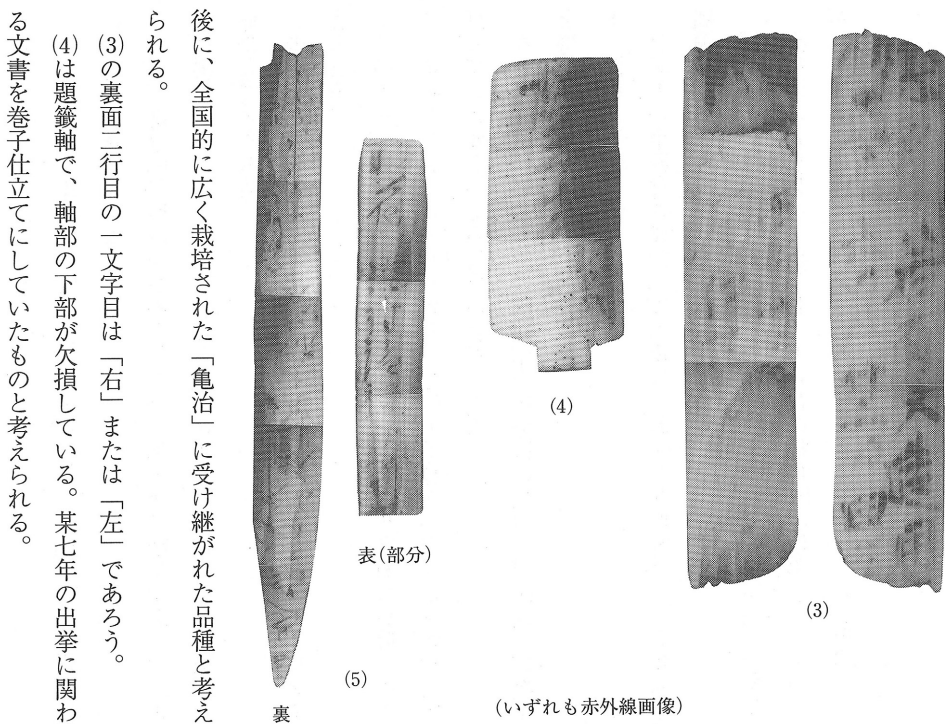
- (5) 〔見カ〕 □台政所符 田中村読祖等
□□召符如件直承知□□
(275)×32×6 059 第五号



- (6) 去承和以五年
年除田等□
(177)×36×5 081 第六号

- (7) 「<長非子一石
(135)×18×4 032 第七号

- (8) 「く荒木種一石」 217×37×5 033 第一〇号
- (9) 「(符籙) 急々如律令」 217×36×5 051 第一一号
- (10) 符宜承知不得追廻符□□ (321)×(37)×4 081 第一二号
- (11) 「く白和世種一石」 160×25×8 033 第三号
- (12) 合式 (207)×(33)×(6) 081 第一四号
- (13) 「太麦」 178×19×4 051 第一六号
- (14) 「太麦」 177×20×3 051 第一七号
- (1)は(11)と文面が同一で、形態もほぼ同じである。付札木簡で、種籾の「白和世」という品種を明示したものである。「白和世」は「早稲」の品種で、『地方名目』(二七七五年、岩代・磐城)に「白早稲」とあり、同一と考えられる。以後、近世の農書に度々見られる。(2)も種籾の付札と考えられるが、「足」が「すく」とも訓まれたことから、「足張」は「すくはり」の可能性がある。とすれば、『清良記』(一七〇二―一七三二年)の「栖張」(すくはり)と考えられる。この品種は、明治時代の「縮張」(しゅくはり・すくはり)であり、



後に、全国的に広く栽培された「亀治」に受け継がれた品種と考えられる。

(3)の裏面二行目の一文字目は「右」または「左」であろう。

(4)は題籤軸で、軸部の下部が欠損している。某七年の出挙に関わる文書を卷子仕立てにしていたものと考えられる。

(5)は、本来短冊形であったものを、二次的に先端を尖らせている。

下端は欠損する。痛みが激しく、墨痕は不明瞭である。符式の木簡で、差出が「^{見カ}台政所」、宛先が「田中村読祖等」であり、田中村

(遺跡の北、湯川村に田中の地名がある)に在住する仏典講読者に宛てたものか。裏面には、符の施行文が記されている。矢玉遺跡に存在した「^{見カ}台政所」が、田中村の読祖等を召喚し、被召喚人が本木簡を携えて本遺跡に向き、そこで木簡が廃棄されたとも考えられる。

(6)は、上・下端とも欠損し、墨痕がわずかに認められるだけである。文書木簡の一部で、「承和五年」(八三八)の年紀があり会津地方では最も古い年号木簡である。また、この木簡は、材質や書体の特徴から(3)と同一木簡と考えられ、文書木簡の一部と推定される。

(7)は、中間部分に折れがあるがほぼ完形である。付札木簡で、種籾の「長非子」という稲の品種を明示したものである。「長非子」

(ながひこ・長彦)は、平安時代の『庚申西国受領歌合』承暦三年(一〇七九)の中に「我君の御代長彦の苗をしも引きつらねても植うる田子かな」とあり、その後も度々和歌に歌われている。

(8)は、上部左右に切り込みがあり、圭頭になっている。付札木簡で、種籾の「荒木」という品種を明示したものである。「荒木」は、天明四年(一七八四)の「遠江国周智郡田中村鑑明細書上帳」に「荒木」と見え、農林水産技術会議事務局『わが国の在来稲品種の特性』(一九七〇年)にも「あらき」があり、近年まで栽培されていた

た品種である。

(9)は、完形の木簡で、呪符木簡と考えられる。「日」を四行三段に記した符録が読みとされる。

(10)は、部分的に原形が認められるが、加工痕や削平があり、わずかに墨痕が見える。符式による下達文書木簡で、召喚などに関わる命令と考えられる。

(13)(14)は、ほぼ完形の木簡である。麦の品種などに関する木簡と考えられる。

このなかで種籾に関する資料は、同一品種が平安時代以降、近世まで継続していたことがわかり、当時の政権がいかに稲を厳重に管理していたかが窺える貴重な資料である。

なお、釈読にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

8 関係文献

会津若松市教育委員会『矢玉遺跡 若松北部地区県営ほ場整備発掘調査報告書Ⅰ』(一九九九年)

同『若松北部地区県営ほ場整備発掘調査報告書Ⅱ』(二〇〇〇年)
平川南「新発見の「種子札」と古代の稲作」(『国史学』一六九、一九九九年)

(石田明夫)